

地域主権戦略会議 議長

内閣総理大臣 菅 直人 殿

登記・供託事務等の地方移管に反対する決議

政府の地域主権戦略会議は、これまで法務局、地方法務局が行ってきた登記・供託事務等を「地方に移管すべき事務」、すなわち法定受託事務へ移管せよとの議論を行っている。

地方分権の大きな潮流の中で、地域主権戦略会議が「住民に身近な行政は、地域住民が、自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」、中でも国の出先機関の廃止・縮小を目指していることについては、何ら異論はない。

しかし、登記・供託事務等は、国民の権利の保全を目的としており、国家の経済的基盤である。まさに、国民の財産権と密接に関連する事務であり、特に登記は、日本の国土といった国家の主権に直接関係する事務である。もとより、行政的裁量の働く余地もなく、司法事務に準じた取扱いがされているものであり、地域ごとに取扱いが異なることは許されない。

その担い手たる登記官は独任官であって、登記法のほか様々な民事法に通暁し、自らの判断と責任の下で事務を行うことが求められ、このような人材を継続的に生み出せるのは、国以外考えられない。また、地方への移管によって事務の拠点を分散させ、人件費及びシステム経費を大きく増嵩させることは、時代の流れに逆行するものでもある。

われわれ司法書士制度推進議員連盟自民党有志、および自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟は、明治以来一貫して国の事業として堅持され、統廃合も進めてきた法務局、地方法務局における登記・供託事務等につき、地域主権戦略会議において、「地方に移管すべき」との結論をとりまとめることに強く反対する。

平成 22 年 11 月 17 日

司法書士制度推進議員連盟自民党有志

自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟